

# 平成28年度 電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱

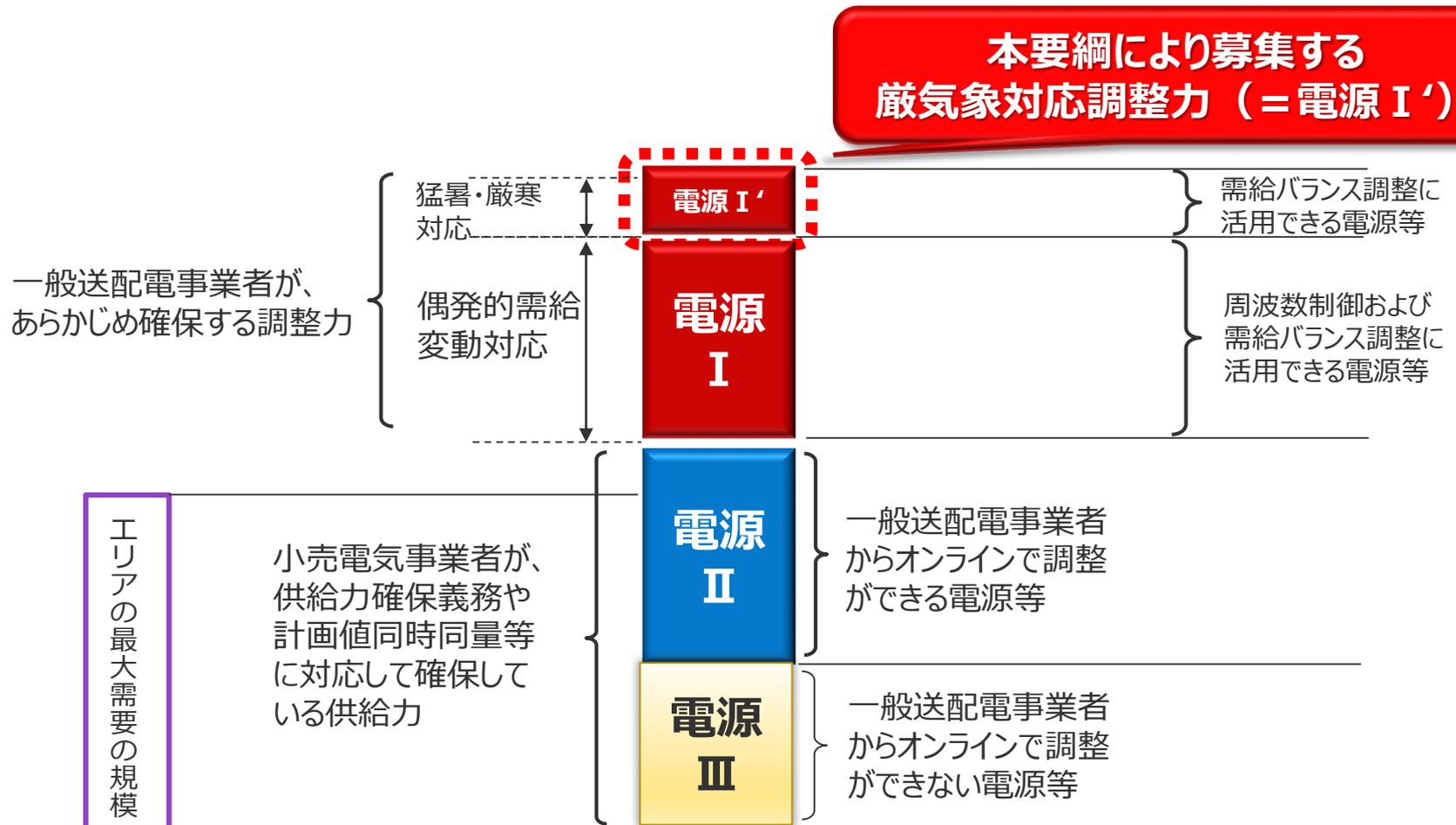
---

平成28年 10月 24日

九州電力株式会社

第1章	はじめに	.....	2
第2章	注意事項	.....	3
第3章	用語の定義	.....	6
第4章	募集スケジュール	.....	1 1
第5章	募集概要	.....	1 2
第6章	応札方法	.....	1 8
第7章	評価および落札者決定の方法	.....	2 8
第8章	契約条件	.....	3 0
第9章	その他	.....	3 4

- 平成28年4月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者はそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
- 九州電力株式会社（以下、当社）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、厳気象対応調整力（＝電源Ⅰ'）を入札により募集します。
- 本要綱では、当社の募集する厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。
- 応札を希望する事業者の方（以下、応札者）は、本要綱に記載の作成方法に従い、入札書を作成してください。



### ■ 一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時に確実に期待できる需給バランス調整力を確実にかつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等に基づき、電源 I' 廠気象対応調整力を入札により募集します。入札募集により、当社調整力の費用低減に寄与することが期待されますので、応募者が入札書で明らかにする電源 I' 廠気象対応調整力の評価にあたっては、入札価格が低いことが重要な要素となります。なお、この経済的要素に加え、需給運用の柔軟性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価しますので、応募者は入札書の作成に際しては、本要綱に記載の作成方法に従い、内容に不備や遺漏等がないよう十分注意するとともに、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (3) 応募者は、本要綱に定める諸条件の内容を全て了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (4) 落札者は、別途定める電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約および電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していただく必要があります。また、契約電源等が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約者および電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。一方、契約電源等がダイヤモンドリスpons（以下、DR）を活用したものである場合、当社との間で当社託送供給等約款に基づく接続供給契約（接続供給契約者と電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約者および電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。
- (5) 落札者が希望する場合、当社が、当該電源等について別途定める電源 I・II 調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議の上、電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源 I・II 調整力契約を締結することも可能とします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札者決定以降、別途協議いたします。

- (6) 応募者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、速やかに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、当該募集期間において再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承下さい。入札辞退者の入札書はすみやかに返却します。
- (7) 本要綱に基づく電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約並びに電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源 I・II 調整力契約) は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (8) 本要綱に定める募集条件や評価方法等は、他社からの応募を前提にその取り扱い方法について記載していますが、応募者が自社・他社に関わらず公平に取り扱うこととします。

### ■ 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

### ■ 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社問合せ専用メールで受け付けます。  
なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社専用メール：chouseiryoku\_nyusatsu@kyuden.co.jp

## 契約・料金関連

- 契約電源等
- 発電等出力増
- 電源Ⅰ'厳気象対応調整力契約電力
- 電源Ⅰ'厳気象対応調整力 (kW) 契約
- 電源Ⅰ'厳気象対応調整力 (kWh) 契約
- 電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約
- 厳気象対応準備時間
- 電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供可能時間
- 運転継続時間
- 運転継続可能時間
- 年間停止可能日数
- 計画停止日数 (補修停止日数)
- 計画外停止日数
- 基本料金
- 従量料金
- 申出単価
- 上げ調整単価 (V1)
- 下げ調整単価 (V2)

## 電源分類

- 電源Ⅰ (ピーク調整力)
- 電源Ⅱ
- 電源Ⅲ
- 需給バランス調整力
- 電源Ⅰ'厳気象対応調整力
- DR (ダイヤモンドリスポンス)
- アグリゲーター

## 需給関連

- H1需要
- H3需要
- 夏期
- 冬期
- 需給ひっ迫

## 発電機能関連

- オンライン指令
- 系統連系技術要件
- 需給バランス調整機能
- 調整力ベースライン
- OP運転

## 契約・料金関連

用語	定義
契約電源等	発電設備を活用した入札案件である場合、発電設備等を、DRを活用した入札案件である場合は、負荷設備等とアグリゲーターとを併せたもの。
発電等出力増	発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により、電源I'廠気象対応調整力を供出すること。
電源I'廠気象対応調整力契約電力	電源I'廠気象対応調整力として契約する電源等との契約kWで、当社の指令に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力。
電源I'廠気象対応調整力(kW)契約	10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整のための調整力として活用することを目的とし、原則オンラインで上げ調整力を指令できる電源等を対象に、当該契約kWの確保・待機とその対価としての固定費支払について締結する契約
電源I'廠気象対応調整力(kWh)契約	電源I'廠気象対応調整力(kW)契約を締結した電源等を対象とした電力量(kWh)料金支払に関する契約
電源I・II調整力契約	当社がエリアの周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源I・IIと締結する契約。
廠気象対応準備時間	1日(毎日0時~24時)のうち、当社が本要綱で定める、当社指令に応じた発電等出力増を必要とする時間帯。本要綱においては、猛暑・廠寒時の需要実績をもとに9時から20時とする。
電源I'廠気象対応調整力提供可能時間	廠気象対応準備時間のうち、本要綱で定める、当社の指令に応じた発電等出力増を行うことが可能な時間帯。
運転継続時間	契約電源等が、電源I'廠気象対応調整力契約電力で発電等出力増を継続できる時間。
運転継続可能時間	契約電源等に当社が発電等出力増の継続を求める時間。本要綱においては、需要実績をもとにH3需要に対して確保すべき供給力を超過する時間帯を算出した結果、4時間とする。

## 第3章 用語の定義3

### 契約・料金関連

用語	定義
年間停止可能日数	契約電源等が補修等のために、ペナルティなしで停止することができる年間の日数。本要綱においては、夏期、冬期の平日を除く240日とする。(365日 - 20日 × 6か月 = 240日)
計画停止日数 (補修停止日数)	各断面(年間、月間、週間)で補修等のために、予め計画を策定して停止する日数。
計画外停止日数	計画停止日数以外の停止日数。(送電設備の故障による停止は別途協議)
基本料金	契約電源等がkWを供出するために必要な費用への対価。
従量料金	当社指令により、契約電源等が発電等出力増(kWh)の調整力供出に必要な費用への対価。
申出単価	従量料金を算定する際に利用する単価。燃料費等の情勢を反映するため、電源等を供出する契約者は定期的に提出する必要があります。本要綱では、要件として上げ調整のみを定めていますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただきます。上げ調整に対しては、上げ調整単価(V1)、下げ調整に対しては、下げ調整単価(V2)を設定いたします。このような電源等との契約(電源I'厳気象対応調整力(kWh)契約)の詳細については、電源I'厳気象対応調整力(kWh)契約書を元に、別途協議いたします。
上げ調整単価 (V1)	当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加したkWhに乗じて支払う単価。
下げ調整単価 (V2)	当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少したkWhに乗じて受け取る単価。

## 電源分類・需給関連

用語	定義
電源Ⅰ (ピーク調整力)	一般送配電事業者があらかじめ確保するオンラインで調整できる電源等。
電源Ⅱ	一般送配電事業者からオンラインで調整ができる電源等（電源Ⅰを除く）。原則としてゲートクローズ以降余力がある場合に一般送配電事業者が周波数調整に利用することが可能。
電源Ⅲ	一般送配電事業者からオンラインで調整ができない電源等。
需給バランス調整力	需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を期待されず、専ら需給バランス調整に活用される調整力。
電源Ⅰ'厳気象対応調整力	当社があらかじめ確保し、需給ひっ迫等必要時に、原則オンラインで上げ調整指令ができる電源等（周波数制御機能の当社への提供を期待されないもの）によって得られる調整力
DR (デマンドレスポンス)	本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制もしくは増加すること。（Demand Responseの略）
アグリゲーター	単独または複数の、DRを実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供に当たって使用する設備を含む）。
H1需要	ある年における毎日の最大電力（1時間平均）の最上位1日の値。
H3需要	ある年における毎日の最大電力（1時間平均）の上位3日の平均値。

## 需給関連・発電機能関連

用語	定義
夏期	本要綱では、7月1日から9月30日をいう。
冬期	本要綱では、12月1日から翌年2月28日（閏年の場合29日）をいう。
需給ひっ迫	想定される需要に対して、供給力が不足する状態のこと。
オンライン指令	一般送配電事業者が自らの供給区域（離島除く）の需給バランス調整を行うため、通信伝送ルートを通じて、直接的に、需給バランス調整機能を具備した発電所等へ出力増を指令すること。中央給電指令所～発電所等間の通信設備等が必要となる。
系統連系技術要件	当社が維持・運営する電力系統に接続する電源等に求める技術的な要件。託送供給等約款の別冊にて規定。
需給バランス調整機能	発電機等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、出力を増加または減少させるために必要な機能。
調整力ベースライン	DRを実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量。
OP運転	事業者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電すること。（Over Powerの略）

## 第4章 募集スケジュール

- 平成28年度における入札公表から、落札者との電源 I '厳気象対応調整力 (kW) 契約および電源 I '厳気象対応調整力 (kWh) 契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。  
ただし、スケジュールは変更となる場合があります。

日程	ステップ	説明
9/26～ 10/7	①入札実施の公表および 意見募集	当社は、次年度分の電源 I '厳気象対応調整力を調達するための「電源 I '厳気象対応調整力募集要綱 (案)」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行います。応札者は、本要綱案を参照の上、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて10月7日までに専用メール宛にご意見をお寄せ下さい。
10/11～ 10/21	②募集要綱の確定	当社は、意見募集で頂いた意見や関係機関の検討状況等を反映した「電源 I '厳気象対応調整力募集要綱」を制定します。
10/24～ 11/21	③入札募集	当社は、入札募集を開始しますので、応札希望者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、11月21日までに応札してください。
11/22～ 12/月上旬	④落札候補者の選定	当社は、各応札内容に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定します。
12/月上旬	⑤落札者決定、結果公表	当社は、落札者決定後、入札結果を公表します。
12月上旬 ～	⑥契約協議	当社は、落札者と電源 I '厳気象対応調整力 (kW) 契約並びに電源 I '厳気象対応調整力 (kWh) 契約に関わる協議を開始し、契約します。

# 第5章 募集概要 1

■ 募集内容および電源 I '厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

募集容量	<p>・29万 kW</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 募集容量は、猛暑（厳寒）H1需要に対する必要供給力から、平年H3需要に対する必要供給力を差し引いた29万kW（OP運転分3.5万kWを除く）といたします。なお、別途募集する電源 I ピーク調整力の落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ずその募集容量を超過した場合は、本要綱における募集容量から当該超過分を控除することとします。</li> <li>■ 1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。</li> </ul>
電源 I '厳気象対応調整力提供期間	<p>・1 年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 夏期及び冬期の厳気象時の需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、電源 I '厳気象対応調整力提供期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間とします。</li> </ul>
対象電源等	<p>・当社の系統に連系する、原則オンラインで発電等出力増可能な電源等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社の系統（離島除く）に連系する電源等（連系線を経由して当社系統に接続するものを除く）で、当社から、原則オンラインで発電等出力増可能な電源等といたします。</li> <li>■ 常時の周波数制御や即時の応答を必ずしも必要といたしません。</li> <li>■ オフライン電源等での応札も可能といたしますが、遅滞なく調整力を活用するため、オフラインの条件で電源 I '厳気象対応調整力（kW）契約および電源 I '厳気象対応調整力（kWh）契約を締結する電源等は、最大5件とさせていただきます。</li> <li>■ 使用する燃料については、特に指定しませんが、電源 I '厳気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。</li> <li>■ 当社が指定する厳気象対応準備時間において、本要綱にて定める、当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間において、当社からの指令受信ではなく、調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができることをいいます。）できることが必要です。</li> <li>■ なお、厳気象対応準備時間を超えて、別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。</li> </ul>

<p>最低入札量</p>	<p>・1,000kW</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して1,000kW以上は1kW単位で入札を実施していただきます。</li> <li>■ DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲーター単位（1,000kW以上は1kW単位）で実施していただきます。</li> </ul>
<p>上限価格の設定</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社は上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象とします。</li> </ul>
<p>他の調整力募集への入札の取扱い</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電源 I '厳気象対応調整力公募に応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて、電源 I ピーク調整力の公募に入札することも可能としますが、その場合の取扱いは以下のとおりといたします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下、重複入札といいます。）された場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一調整力公募への重複入札は認められません。</li> <li>・電源 I ピーク調整力、電源 I '厳気象対応調整力の順に落札案件決定を行うこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。</li> </ul> </li> <li>ロ 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下、複数入札といいます。）をされた場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一調整力公募への複数入札は認められません。</li> <li>・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行うものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 応札者は、それぞれの入札が、重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力への応札がなされている場合、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）</li> </ul>

設備要件	・信号	<ul style="list-style-type: none"><li>■ オンラインでの応札の場合 応札対象の電源等については、需給バランス機能に必要な当社からの信号を受信する機能及び、必要な信号を当社へ送信する機能を具備していただきます。 当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004 (2016))への準拠が必要になります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。<ul style="list-style-type: none"><li>● 受信信号<ul style="list-style-type: none"><li>・調整実施 ※調整実施指令信号 ※当社からの発電等出力増指令(接点信号)を受信していただきます。また、原則、運転継続時間(4時間)に亘り調整を実施した後は、電源等により自主的に(各事業者における電源等の計画運転に)復帰していただきます。</li></ul></li><li>● 送信信号<ul style="list-style-type: none"><li>・調整実施了解 ※調整実施了解信号 ※当社からの受信信号に対する返し信号とし、当社からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨を、当社からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については、調整完了の旨を、それぞれ通知いただくものとします。</li></ul></li></ul></li><li>■ オフラインでの応札の場合 当社からの発電等出力増指令を、当社の指令判断から遅滞なく受信することが出来る電話とメール機能(メールについては、受信確認を含む)の2つの手段を具備していただきます。</li></ul>
------	-----	--

<p>運用要件</p>	<p>・電源 I' 厳気象対応調整力の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ あらかじめ定める定期点検等の期間を除き、厳気象対応準備時間（9時～20時）において、電源 I' 厳気象対応調整力を提供していただきます。電源 I' 厳気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で減点評価いたします。</li> </ul>
	<p>・当社の指令から3時間以内に発電等出力増可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ あらかじめ定める応札者の定期点検等の期間を除き、当社が、厳気象対応準備時間（9時～20時）での発電等出力増を判断した場合、当該調整実施の3時間（※）前に当社が送信する指令を受信し、当該信号受信の3時間（※）後に、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。 ※当社からの指令受信と、調整実施までの時間については、3時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を、応札時に、指定いただきます。</li> <li>■ 指令から調整実施までの時間が短い電源等の場合、当日の気温上昇度・需要の伸び具合・需給ひっ迫の度合いなどを、調整実施の直前まで見極めた上での発動回避が可能になるなど、運用の柔軟性が増すことに鑑みて、落札案件決定過程において加点評価を行います。</li> </ul>
	<p>・原則4時間継続提供可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社の指令に応じて調整実施して以降、原則として4時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。ただし、調整実施後4時間以内に、当社から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。</li> <li>■ 当該復帰指令については、電話などでの連絡を想定しておりますが、既存インフラなどを用い効率的に実施可能な場合は、別途協議いたします。</li> <li>■ 運転継続可能時間が4時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で減点評価いたします。</li> </ul>

運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検、補修作業時期調整の応諾</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 作業等による電源等の計画停止や、電源等の状況により本要綱にて定める要件による電源 I ' 厳気象対応調整力の提供ができない（以下、単に「停止」といいます。）日が年間停止可能日数の240日を超える場合、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で減点評価いたします。</li> <li>■ 作業等による計画停止の時期は、原則として夏期・冬期の平日を避けて計画して下さい。また他の契約電源等の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じていただきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社の求めに応じて契約電源等の発電等計画値（DRを活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含む）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートクローズ（GC）前の指令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社が3時間前（もしくは、3時間以内で応札者が指定する時間）に、発電等出力増の指令を行なった場合も、当社託送供給等約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統事故時の計画変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 系統安定上の制約で契約電源（発電設備を活用した電源等に限る）の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラブル対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不具合の発生時には、すみやかに当社へ連絡の上、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。</li> </ul>

運用要件	・電源 I' 厳気象対応調整 発動可能回数	■ 電源等の状況・都合により、契約期間内の電源 I' 厳気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出て頂きます。ただし、当該発動可能回数は12回以上とします。（発動可能回数に達するまでは、契約期間の厳気象対応準備時間においては、原則として、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。）
その他	・技術的信頼性	■ 応札していただく電源等については、発電等実績を有すること、または運転実績を有する者の技術支援等により、電源 I' 厳気象対応調整力の供出を確実に行ううえでの技術的信頼性を確保していただきます。 ■ 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。 ・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出。 ・当社からの、オンライン指令による性能確認試験の実施。（オンラインで応札される電源等に限る） ・現地調査、及び現地試験。 ・その他、当社が必要と考える対応。

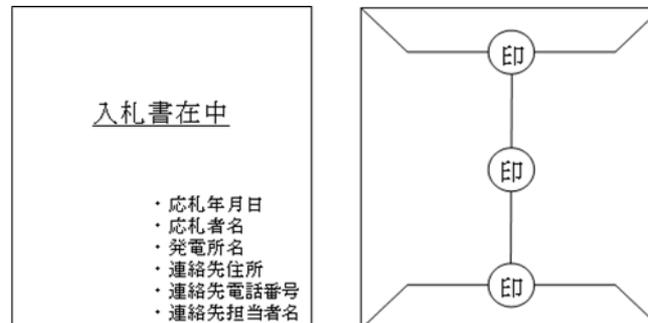
# 第6章 応札方法 1

■ 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出して下さい。

## 1 入札書の提出

ア 提出書類	様式1『入札書』および添付書類
イ 提出方法	入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ持参してください。
ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社 電力輸送本部 広域運用整備グループ
エ 募集期間	平成28年10月24日（月）～平成28年11月21日（月） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。 ＜ご連絡先＞ 九州電力株式会社 電力輸送本部 広域運用整備グループ 電話：092-761-3031（代表）
オ 入札を無効とするもの	・記名捺印のないもの ・提出書類に虚偽の内容があったもの

・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようになさってください。



## 2 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。

なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- (1) 入札書（様式1）
- (2) 応札者の概要（様式2）
- (3) 電源等の仕様（様式3-1、3-2、3-3）
- (4) 電源等の運転実績について（様式6）
- (5) 運用条件に関わる事項（様式7）
- (6) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとしてください。

- ・応札者が所得課税となる場合は、入札価格に事業税相当額を含めてください。
- ・応札者が収入課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、入札価格に事業税相当額を含めないでください。



## (1) 入札書 (様式1)

6 指令受信から調整実施までの時間	●分 (3時間 (180分) 以内)						
7 廠気象対応調整発動可能回数	●回 (12回以上)						
8 非価格要素評価	合計 ●ポイント 加点項目 (加点要素1) ●ポイント (加点要素2) ●ポイント						
9 他の応札との関係	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>重複入札</td> <td>複数入札</td> </tr> <tr> <td>電源 I ピーク調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(該当するものに○ (マル) をつけてください。)</p>		重複入札	複数入札	電源 I ピーク調整力		
	重複入札	複数入札					
電源 I ピーク調整力							

- 他の調整力募集要綱への入札の取り扱いは以下のとおりといたしますので、応札希望者は重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にさせていただきます。(応札時の明記なく、同一契約電源等からの複数の調整力への応札がなされている場合、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。)
- 電源 I 廠気象対応調整力公募に応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて、電源 I ピーク調整力の公募に入札することも可能としますが、その場合の取り扱いは以下のとおりといたします。
  - イ 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札 (以下、重複入札といいます。) された場合
    - ・同一調整力公募への重複入札は認められません。
    - ・電源 I ピーク調整力、電源 I 廠気象対応調整力の順に落札案件を決定することとし、落札決定後の調整力は落札案件決定の対象外とします。
  - ロ 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札 (以下、複数入札といいます。) された場合
    - ・同一調整力公募への複数入札は認められません。
    - ・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行うものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないよう、それぞれの契約電力を設定していただきます。

## (2) 応札者の概要 (様式2)

### 応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	●●県●●市●●町●●番
設立年月日	19●●年●●月●●日
資本金 (円)	●,●●●
売上高 (円)	●,●●●
総資産額 (円)	●,●●●
従業員数 (人)	●,●●●
事業税課税標準	収入課税・所得課税

#### (作成にあたっての留意点)

- ・業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- ・契約主体が、合併会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付してください。
- ・資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。  
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- ・応札者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んでください。

## (3) 電源等の仕様 (様式3-1)

### 電源等の仕様 (火力発電機)

#### 1 発電機の所在地

- (1) 住所 ○○県○○市○○町○○番○
- (2) 名称 ○○火力発電所 ○号発電機

#### 2 営業運転開始年月日 平成元年6月30日

#### 3 使用燃料・貯蔵設備等 (発電所単位で記載)

- (1) 種類 LNG
- (2) 発熱量  $44.7 \times 10^6$  (kJ/t)
- (3) 燃料貯蔵設備 総容量 100.0千 (kl)
  - タンク基数 6 基
  - 備蓄日数 10 日分 (100%利用率)
- (4) 燃料調達計画

#### 4 発電機

- (1) 種類 (形式) コンバインドサイクルガスタービン
- (2) 定格容量 800,000 kVA
- (3) 定格電圧 25 kV
- (4) 連続運転可能電圧(定格比) 97% ~ 103%
- (5) 定格力率 90 %
- (6) 周波数 60 Hz
- (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz ~ 60.5Hz

#### 5 熱効率 (LHV)、所内率

- (1) 発電端熱効率 38.8 %
- (2) 送電端熱効率 37.2 %
- (3) 所内率 4.0 %

○発電機の性能 (発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能 (オンラインでの応札者に限る)) を証明する書類の添付が必要。

## (3) 電源等の仕様 (様式3-2)

### 電源等の仕様 (水力発電機)

#### 1 発電機の所在地

- (1) 住所 ○○県○○市○○字○○番○
- (2) 名称 ○○水力発電所 ○号発電機

#### 2 営業運転開始年月日 平成 7年11月30日

#### 3 最大貯水容量 (発電所単位で記載) 9,000 (10<sup>3</sup> m<sup>3</sup>)

#### 4 発電機

- (1) 種類 (形式) 揚水式
- (2) 定格容量 279,000 kVA
- (3) 定格電圧 13.2 kV
- (4) 連続運転可能電圧 (定格比) 97% ~ 103%
- (5) 定格力率 90 %
- (6) 周波数 60 Hz
- (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz ~ 60.5Hz

#### 5 所内率 4.0 %

○発電機の性能 (発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能 (オンラインでの応札者に限る)) を証明する書類の添付が必要。

## (3) 電源等の仕様 (様式3-3)

電源等の仕様 (DRを活用した電源等)

### 1 事業者 (アグリゲーター(当社中央給電指令所から実際に指令を受ける箇所)の所在地・名称)

(1) 住所 ○○県○○市○○字○○番○

(2) 名称 ○○

### 2 需要抑制により生じる供給力の提供先

- ・本要綱に基づく一般送配電事業者への提供のみを実施する
- ・一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供する  
(該当するものを○ (マル) で囲んでください)

### 3 電源等の設備一覧 (アグリゲーターが集約する需要家等の一覧)

電源等の名称	住所	契約責任者	供出電力 (kW)	供給地点 特定番号	電源等種別 ※	具体的方法	契約者からの指示手段
● ●	● ● 県 ● ● 市 ● ● 字 ● ● 番	● ● ● ●	● ●	● ●	(自家発等) ・ 需要 電源 抑制	工場ラインの 一部停止	電話連絡・運転員手動 遮断
電源設備または 負荷設備の仕様	使用目的： ● ● のための ● ● を製造するためのライン 工場内総容量： ● kW、受電電圧： ● kV (今回遮断対象の) 常時負荷容量： ● kW、遮断点電圧： ● V、常時負荷力率： ●						

### (作成にあたっての留意点)

○電源等が複数の場合は、欄を追加の上、記載してください。

※該当するものに○ (マル) をつけてください。

(4) 電源等の運転実績について (様式6)

電源等の運転実績について

- 電源 I '廠気象対応調整力を供出する電源等の運転実績 (前年度実績) について記入してください。  
(DRを活用して応札される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、DR実証事業などへの参画実績等を記載ください。)

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに試験成績書を提出してください。

電源等名称	●●発電所
出力/ 総使用量	●●, ●●●キロワット
営業運転開始年月	昭和●● 平成●●年●●月
運転年数	●●年●●ヶ月 (平成●●年●●月末時点)
総発電電力量/ 総使用量	●●, ●●●キロワット時(平成●●年●●月末時点)
設備利用率※	約●●%

※DRを活用して応札される場合は、記載不要です。

- 定期検査の実績について記入してください。

## (7) 運用条件に関わる事項 (様式7)

## 運用条件に関わる事項

運 転 継 続 時 間	※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。
計 画 停 止 の 時 期 お よ び 期 間 等	※契約期間内における定期検査等の実施時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。 ※定期検査等の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。
運 転 管 理 体 制	※当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。
給電指令対応システム	※当社からの指令に応じるためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲーターが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行うまでの方法も含めて記載してください。）
そ の 他	※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、ご記入ください。

# 第7章 評価および落札者決定の方法 1

- 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
- 「満たすべき要件に適合している応札者」を評価対象とします。
- 以下の評価方法により、落札者を決定します。

## 〔前提〕評価対象者の選定

- ✓ 応札者の中で、上限価格を超えるものについては、本評価の対象外とします。（上限価格以下の容量価格で応札頂いた入札案件を評価対象とします。）

## 〔ステップ1〕価格要素評価点の算定

- ✓ 価格要素評価配点は90点とします。
- ✓ 応札者の中で最も安価な入札価格[円/kW]（以下、基準入札価格という）を基準として、次式のとおり、入札価格[円/kW]に運転継続時間、年間計画停止日数、電源 I '厳気象対応調整力提供可能時間を考慮して価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入）を算定します。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{入札価格}} \times \frac{\text{運転継続時間}^{\ast 1}}{\text{運転継続可能時間(4時間)}} \times \frac{365\text{日} - \text{年間計画停止日数}^{\ast 2}}{365\text{日} - \text{年間停止可能日数(240日)}} \\ \times \text{電源 I '厳気象対応調整力提供可能時間} \div 11 \times \text{価格要素評価配点 (90点)}$$

※1 運転継続時間が4時間を超過する場合は、4時間とする

※2 年間計画停止日数が240日未満の場合は、240日とする

## 〔ステップ2〕非価格要素評価点の算定

- ✓ 非価格要素評価配点の合計は10点とします。
- ✓ 次の非価格要素について評価を行い、非価格要素評価点を算定します。

（加点要素1）：指令から調整実施までの時間が短いもの

- ・30分未満（+5点）、30分～1時間未満（+4点）、1時間～1時間30分未満（+3点）、1時間30分～2時間未満（+2点）、2時間～2時間30分未満（+1点）

（加点要素2）：年間計画停止日数が少ないもの

- ・50日以下（+5点）、51日～100日（+4点）、101日～150日（+3点）、151日～200日（+2点）、201日～240日未満（+1点）

### 〔ステップ3〕総合評価点の算定

- ✓ ステップ1で算定した価格要素評価点とステップ2で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から順位を決定します。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い応札者を評価順位の上位とします。
- ✓ オフライン入札案件については、順位の上位から5案件に達した時点で、その他のオフライン入札案件を順位決定の対象から除外します。

### 〔ステップ4〕落札者の決定

- ✓ ステップ3で決定した評価順位の上位の応札者から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの応札者を落札者として選定します。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間（4時間）未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を、年間計画停止日数が年間停止可能日数（240日）を超過する場合は応札量を「365日－年間停止可能日数」で除して「365日－年間計画停止日数」を乗じた値を、また、電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供可能時間が1日のうち11時間未満の場合は応札量を11時間で除して電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供可能時間を乗じた値を、応札量として見做します。
- ✓ 上記により選定した落札者の応札量の累計と募集容量との差分は、評価順位によらず、落札者を除く応札者の中で募集容量に達するあるいは超過するまでの年間の調達費用の合計が最小となる応札者を落札者として決定します。（この際、ステップ3において順位決定の対象外としたオフライン応札者については、対象といたしません。）

### 〔ステップ5〕落札者決定後の手続き

- ✓ 落札者決定後、全ての応札者に結果をお知らせいたします。当社と電源Ⅰ'厳気象対応調整力（kW）契約書ならびに電源Ⅰ'厳気象対応調整力（kWh）契約書（または、電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書）の締結の協議が調った落札者は、当社と契約書を締結していただきます。

## ■ 主たる契約条件は以下のとおりです。

アグリゲーターが電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約および電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を希望される場合は、次の要件を満たす必要があります。

イ アグリゲーターが当社指令に応じて電源 I' 廠気象対応調整力を提供すること。

ロ アグリゲーターが供出する電源 I' 廠気象対応調整力が1,000kW以上であり、かつ、アグリゲーターが契約する各需要家（電源 I' 廠気象対応調整力提供期間の開始日前月の3月10日までに確保が可能と見込まれる需要家を含む）の供出電力が1 kW以上であって、次のいずれにも該当すること。

(イ) 需要家に対して、次のa及びbの事項を定めた電源 I' 廠気象対応調整計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。

a 発電等出力増の量

b 発電等出力増の実施頻度及び時期

(ロ) 適切な需給管理体制及び情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

(ハ) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者とアグリゲーターとの間で適切な協議がなされていること。

ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ 電源 I' 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が当社託送供給等約款28（計量）(4)(技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器をとりつけない事業者等) に該当しないこと。

ホ アグリゲーターが、需要家に当社の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、当社託送供給等約款附則11（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。

## 第8章 契約条件2

<p>契約期間</p>	<p>・電源 I '廠気象対応調整力契約締結の日から当該契約に基づく全ての債務の履行が完了した日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約期間は、電源 I '廠気象対応調整力契約締結の日から当該契約に基づく全ての債務の履行が完了した日までといたします。</li> </ul>
<p>電源 I '廠気象対応調整力契約電力</p>	<p>・電源 I '廠気象対応調整力契約電力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 応札時の電源 I '廠気象対応調整力として契約する電源等との契約 kW で、当社の指令に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力といたします。</li> </ul>
	<p>・電源 I '廠気象対応調整力契約電力の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電源 I '廠気象対応調整力提供期間の開始日前月の3月10日までにアグリゲーターが契約する需要家を確保できず、応札時の契約電力に満たない場合は、契約電力を応札時の契約電力から契約済みの需要家に応じた契約kWに変更いたします。</li> <li>■ 変更する契約電力は、最低入札量の1,000kW以上とし、1kW単位で変更いたします。ただし、確保した需要家で1,000kW以上の調整力が提供できないと見込まれる場合は契約解除といたします。</li> </ul>
<p>基本料金</p>	<p>・年間料金を月毎に分けて支払い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年間料金を基本料金とし、12で除して、月毎に分けて支払うものとします。</li> <li>■ 端数は年度末の3月分で調整するものとします。</li> </ul>

<p>従量料金</p>	<p>・当社指令に応じて運転したことに伴う料金については、キロワット時調整費用を各月毎に支払い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）の単価表およびその算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数等（火力発電設備を用いた契約者に限ります。）を定期的に提出していただきます。</li> <li>■ 当社指令による上げ調整費用（上げ調整量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）に係る料金を各月毎に、電力量（kWh）が確定後の翌月に精算します。</li> <li>■ ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価には、契約者からの申出単価を適用しますが、調整実施時のインバランス単価を上限とします。（下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。）</li> <li>■ また、下げ調整に応じていただける契約者を除き、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動（発電等出力減）となっている場合、当該時間帯のインバランス単価を用い、（下げ応動量×インバランス単価）で算出される料金により精算を行います。</li> </ul>
<p>契約解除</p>	<p>・契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いずれか一方が契約の遵守を著しく怠った場合、その相手方が契約履行の催告を行い、催告後、7日を経過しても契約を履行しなかった場合、契約を解除することができるものとします。</li> <li>■ 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべき者は相手方の損害賠償の責を負うこととします。</li> </ul>
<p>運用要件</p>	<p>・運用要件の遵守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約者は、契約電源等について本要綱第5章に定める運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。</li> </ul>

<p>停止計画</p>	<p>・定期点検等の停止計画を通告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約者は、当社が定める期日までに契約電源の停止計画の案を当社に提出していただきます。</li> <li>■ 他の契約電源等の停止計画との重複を避けるためなど、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。</li> </ul>
<p>停止日数</p>	<p>・夏期および冬期の平日において、電源 I' 厳気象対応調整力を供出できなくなった日数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 停止日数は、夏期および冬期の平日において、当社の責とならない事由で電源 I' 厳気象対応調整力の全部または一部を当社に供出できなくなった日数とします。ただし、天変地異等やむを得ない事由による場合は停止日数から除外することとします。</li> <li>■ なお、前日12時までに電源 I' 厳気象対応調整力を供出可能な代替電源を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数の対象外とします。</li> </ul>
<p>ペナルティ</p>	<p>・停止割戻料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 停止日数が発生した場合は、停止割戻料金を算定し、当該月の基本料金から割り引くものとします。</li> <li>■ 停止割戻料金の算定式  <math display="block">\text{停止割戻料金} = \text{基本料金} \div (\text{365日} - \text{年間停止可能日数} - \text{240日}) \times \text{停止日数} \times 1.5</math> </li> </ul>
	<p>・契約電力変更に伴う料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約電力に変更が生じた場合は、契約電力変更に伴う料金を算定し、5月に当該料金を申し受けます。</li> <li>■ 契約電力変更に伴う料金の算定式  <math display="block">\text{契約電力変更に伴う料金} = \text{応札時の年間料金} \div \text{応札時の契約電力} \times (\text{応札時の契約電力} - \text{変更後の契約電力}) \times 0.2</math> </li> </ul>

## 第9章 その他（上げ単価・下げ単価の設定について）

■ 電源 I '厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源 I '厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結した契約者は、当社の指令に応じるkWh対価を予め提示していただきます。

### イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、GC時点の計画値と実績との差分電力量に以下のkWh対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

- V1 : 上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh) を設定
- V2 : 下げ調整を行った場合の減分価格(円/kWh) を設定

### ロ DRを活用した応札者の場合

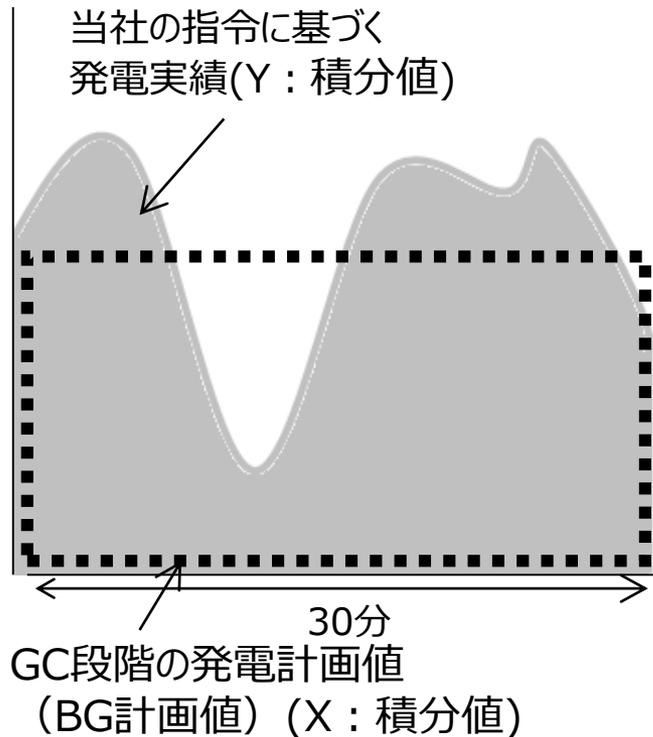
精算時は、調整力ベースラインと実績との差分電力量に当社託送供給等約款における損失率を考慮した上で、以下のkWh対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

- 調整力ベースライン : 当社の託送供給等約款、ネガワット取引に関するガイドライン (H28.9.1 資源エネルギー庁策定) における標準ベースライン等を踏まえ、電源 I '厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めます。
- V1 : 上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh) を設定
- V2 : 下げ調整を行った場合の減分価格(円/kWh) を設定

■ 当社の指令に応じるkWh対価については、原則、週 1 回の更新通知 (金曜日12時までに翌週日曜～土曜日までの単価を通知) を基本とする。

なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合は変更協議を行います。

■ 電源 I '厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源 I '厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結せずに、電源 I・II 調整力契約を締結する契約者は、電源 I・II 調整力募集要綱に準じることとします。



「託送供給等約款」上、BG計画に基づき発電したとみなした上で、契約者と当社の対価の授受として

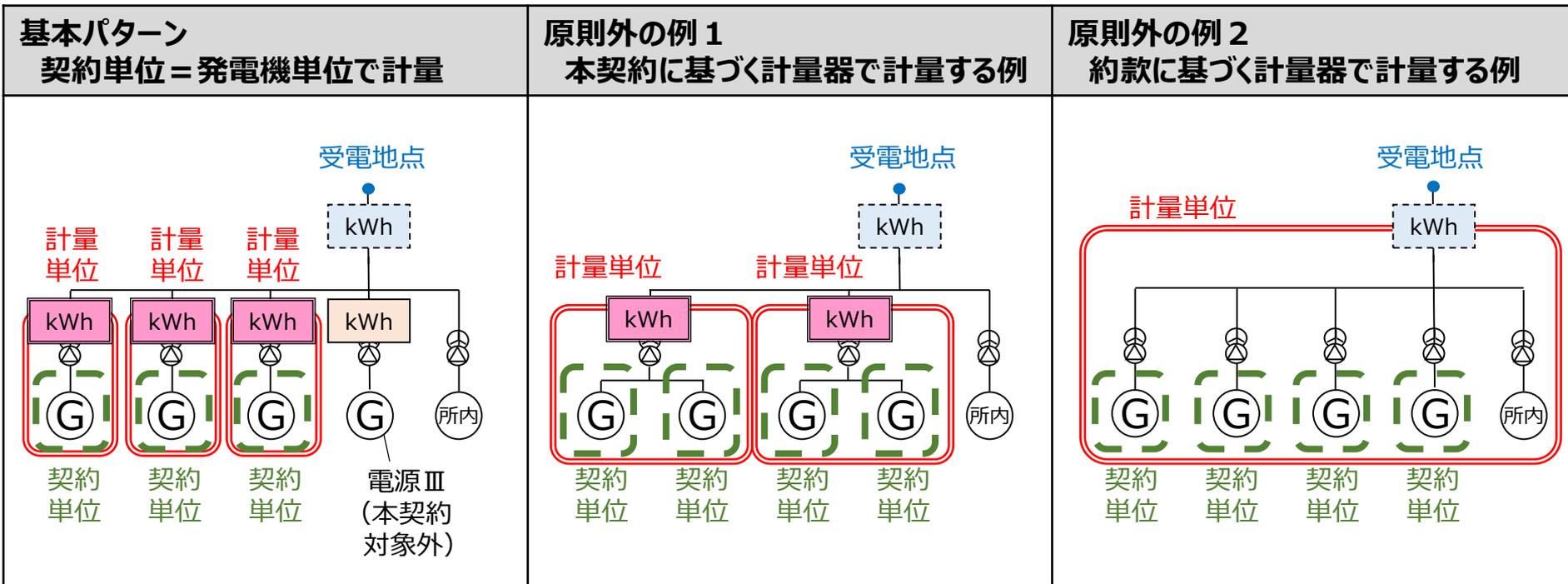
- $Y - X > 0$  の場合
  - 差分  $\times V1$  を当社が事業者に支払い  
(ただし、 $V1$  が調整実施時のインバランス単価を超える場合は、差分  $\times$  インバランス単価を当社が契約者に支払います。)
- $Y - X \leq 0$  の場合
  - 差分  $\times$  インバランス単価（当該時刻における、当社のインバランス単価）を契約者が当社に支払
  - ただし、下げ調整に応じていただける契約者については、差分  $\times V2$  を契約者が当社に支払  
( $V2$  が調整実施時のインバランス単価を超える場合は、差分  $\times$  インバランス単価を支払っていただきます。)

DRを活用した応札者の場合、Yを「調整力ベースラインから求められる積分値」に、Xを「当社の指令に基づく需要実績の積分値」に読み替えた上で、その差分電力量については、当社託送供給等約款における損失率を考慮いたします。

( $1 / (1 - \text{損失率})$  を乗じます。)

# 第9章 その他（計量単位について）

- 発電設備を活用した応札者については、本要綱の第5章にあるとおり、原則として発電機単位で契約しますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。
- 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機と本契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わるkWh単価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限りま））が同一であること等が条件になります。
- DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、調整力ベースラインからの調整量（需要抑制等）を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設定は不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。



kWh …約款に基づく計量器  
 （発電量調整契約の精算用）

kWh …本契約に基づく計量器  
 （本契約の調整電力量精算用）

## 第9章 その他（機能の確認・試験について）

- 電源 I '厳気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源 I '厳気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源 I・II 調整力契約）における、設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合、落札候補者（または電源 I '厳気象対応調整力契約者）はその求めに応じていただきます。
  - ・試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出。
  - ・当社からのオンライン指令による性能確認試験の実施。（オンラインで応札される電源等に限りです。）
  - ・現地調査および現地試験。
  - ・その他、当社が必要と考える対応。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地確認	対向試験	書類確認	
給電情報自動伝送		○		■ 当社中央給電指令所との対向試験を実施。
制御試験	○			■ 現地（DRを活用した電源等においては、アグリゲーター～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認
オンライン調整機能		○		■ 当社中央給電指令所との対向試験を実施。（オンラインで応札される電源等に限りです。）
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	■ 発電機等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

- 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン指令で制御可能にする為の設備などは、応札者の費用負担にて設置頂きます。
- 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので当社ネットワークサービスセンターにご相談下さい。